

特別企画

日本の将来

44 対談

激変する世界と日本の行方。山内昌之vs久保文明

52 対談

関税同盟のTPPは「時代遅れ」。野口悠紀雄

58 対談

「増税の罠」に陥ると財政再建は失敗する。高橋洋一vs鈴木 亘

64

「東電の賠償責任」国はどう選択すべきか。竹森俊平

70

非現実的な「年金抜本改革案」。増田雅暢

82 連載

「激動の世界と日本」池田・トインビー対談から現代を読み解く⑥

自己中心性の克服。佐藤 優

96 連載

「結婚の常識」を見直しましょう。坂東真理子

対談

90

「子宮頸がん」経験したからこそ伝えたい！ 仁科亜季子vs松あきら

100 連載

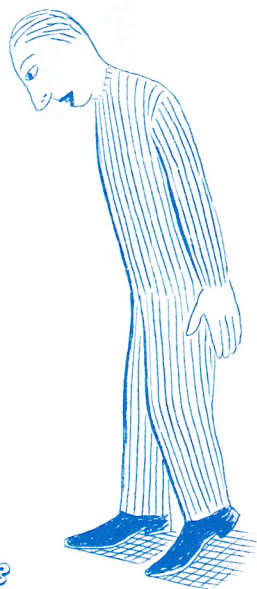
「下キエメンタリー企画」②

民衆こそ王者 池田大作とその時代。

詩人が歩む道⑥ 続・母たちの合掌(下)

潮

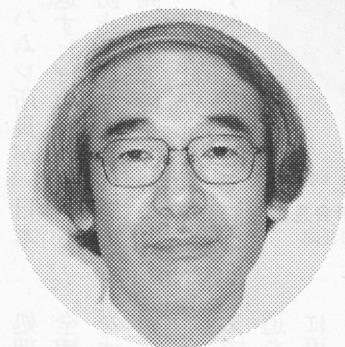
2 February 2012
No.636
目次



【特別企画】日本の将来

非現実的な 年金抜本改革案。

「年金崩壊」という根拠のない情報に踊らされてはいけない。
今、本当に必要な年金改革を探る。



増田雅暢

ますだ・まさのぶ 岡山県立大学保健福祉学部教授
一九五四年埼玉県生まれ。八一年厚生省
（現・厚生労働省）に事務官として入省。
九六年九州大学法学部助教授などを経
て、二〇〇四年には内閣府参事官として
少子化社会対策を担当する。〇七年上智
大学総合人間科学部社会福祉学科教授に
就任。日本政策金融公庫生活衛生融資部
部長を経て、現職。著書に『これぞいい
のか少子化対策』など。

日本の年金制度は 堅実に機能

マスメディアでは、「年金制度の崩壊」という言葉が頻繁に使われている。何をもって「崩壊」と表現しているのかよくわからないが、この言い方自体が、年金制度への不安を煽っていることは間違いない。

年金報道の特徴は、年金制度が抱

える問題を過度にクローズアップすることにある。ひところ、社会保障庁による年金積立金の無駄遣いが大々的に指摘された。大規模年金保養基地・グリーンピア建設問題が象徴的だ。だが、巨大な年金システムがこの問題で崩壊することはありえない。

「消えた年金」と名づけられ、一大キャンペーンが張られた年金記録問題にしても同じことだ。記録の是正はもちろん重要だが、あくまでも年金記録管理の問題であり、年金財政をゆるがすものではない。

しかし、日本は、二〇年間続いているデフレ経済のなかで少子化、人口減少、本格的な高齢社会を迎えてしまった。国民は、長い老後に不安感を抱き、いろいろな細かい問題を個別に大きく取り上げる手法に踊らされやすくなっている。

年金が、与野党対立の政治テーマ

に利用されていることも問題だ。互いに相手が推奨する年金制度の問題点を指摘し合っていることが、国民の年金制度への不安をなおさら煽っている。

実態を冷静に見れば、日本の年金制度は、概ね堅実に機能している。

現在、国民・厚生・共済年金を合わせれば、約三七〇〇万人、全国民の三割が年間約五〇兆円の年金給付を受けている。国の税収は、個人・企業合わせても約四〇兆円強だから、それよりも一〇兆円も多い金額が毎年年金受給者の手元に届いている。

しかも、日本の年金積立金は、給付の約四分もある。欧州を例にとれば、欧州の積立金はずっと少ない。

もう一つ、二〇〇四年に自公政権が行った年金制度改正への批判によって、制度自体への不安を煽る論調もある。二一〇〇年くらいまでの将来を見据えた「〇四年改正」のポイ

ントは、次の四つだ。①保険料負担に上限を設けたうえで引き上げている、最終的に厚生年金保険料率を一八・三割とする、②年金積立金を活用する、③基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分之一に引き上げ、保険料負担を軽減する、④インフレに対して人口減少も見込んで年金額の伸び率を抑制するマクロ経済スライドを導入する——この仕組みは、専門家の間でも高く評価された。

改正当時に想定した社会・経済状況がそのままだったならば、非常によい改正だったと思う。ただ、その後の経済状況が大きく変化したため、修正すべき点が出ている。

デフレ経済の進行は、勤労者の名目賃金を低下させ、非正規労働者を増加させた。改正当初に予定していた保険料では、給付に見合う水準に至らないため、積立金を活用せざる

を得ない。もともと積立金を使うことにしていたが、予想以上に使っている。次に、国庫負担を二分の一に引き上げるために必要な恒久的財源の確保が、いまだにできていない。さらに、マクロ経済スライドは、デフレ下では全く作動しない。

本来、物価下落時においては年金額を引き下げなければならない。しかし、特例的に据え置いたために本来の年金額と実際の年金額との間にギャップが生じている。その割合は約二・五割、これまでに約七兆円の過剰な給付を行ったことになる。

だが、そうした細かな問題はあるにせよ、現行制度を改善することによって、年金制度を維持することは十分可能だ。

政府・民主党の 年金改革案の問題点

欧米の年金制度も、現役世代の保

険料負担が高齢者の年金給付に充てられる賦課方式で賄われている。そこで重要なのは、給付と負担のバランスをいかにとるかだ。受給者が給付の増額を求めても、負担者にその能力が伴わなければ実現はできない。日本では、現役世代の数が減り続けるのと反対に、受給者が増え続け、なおかつ、名目賃金下がっている。現役世代が保険料負担の増加に抵抗感を持って当たり前だ。

民主党は〇九年の総選挙のマニフェストで、公的年金制度の抜本改革を提唱した。すなわち、厚生・共済・国民年金を一元化し、「所得比例年金」と、税を財源とする月額七万円の「最低保障年金」を組み合わせた年金制度の創設である。しかし、政権交代後二年間を経ても、数値を伴った具体的な制度設計ができていないのが現状だ。そもそも最低保障年金には巨額の税負担が必要と

想定されるが、その規模や財源確保も明らかにされていない。

昨年五月の民主党の社会保障と税の抜本改革調査会の報告では、一元化の実現には前提条件があるとした。被保険者の所得を確実に補足するための国民番号制度の導入と、税と保険料を一体徴収する仕組みの創設だ。しかし、どちらもすぐには実現できないことは言うまでもない。

年金一元化は課題も多い半面、メリットが見えてこない。給与所得者（第二号被保険者）のための制度である厚生・共済年金は、一元化するべきだが、自営業者（第一号被保険者）の加入する国民年金とは制度の仕組み・歴史が異なる。また、給与所得者と自営業者では所得の意味・性質が違う。一元化後の所得比例年金では、自営業者が、給与所得者と同じだけの給付を受けようとしたら、事



2009年9月、厚労相就任のあいさつをする長妻氏。年金一元化の公約は、いまだ進捗は見られない ©共同

業主負担分も含めて給与所得者の二倍の保険料を支払わなければならない。それに耐えられる自営業者が、はたしてどれだけいるだろうか。

いまの制度をがらりと変えなくても、低年金、無年金問題を解決することはできる。たとえば、未納問題への対応は、保険料の「減免制度」をもっと活用すればよい。低年金者

の老後の所得保障は、欧州に見られるように別の福祉的な制度を作り、補足給付で行えばいい。

民主党は○九年の総選挙時には、政権交代後には月額七万円の最低保障年金がスタートするようなイメージを国民にもたせていたが、実際には新制度が完成するには四〇年以上かかる。現在、保険料を払っている人には現行制度での受益権があるからだ。制度改革時に二十歳に達する人から新制度が全面適用となる。その人たちが年金を受け取るのは、六十五歳支給として四五年後である。

最低保障年金と所得比例年金の組み合わせはスウェーデンの年金制度改革を参考にしている。しかし、スウェーデンは、日本よりはるかに人口が少ない上に、日本のような分立した年金制度ではなく、もともと一元化されていた。加えて国民番号制

が徹底され、消費税は二五割という国だ。前提条件が日本とは全然違う。結果だけを真似てもうまくいくわけがない。政府・民主党の年金制度抜本改革案は、日本の状況では非現実的なものと言わざるを得ない。

「負担」と「給付」の バランスが大前提

年金は「保険制度」であることが、日本ではあまり理解されていないように思う。「医療保険」「介護保険」と言っているのに、年金だけは厚労省も政治家もマスメディアも「保険」と言ってこなかったからだろう。

公的な社会保険制度である以上、任意加入の民間保険とは異なり、一定の条件に該当する人は強制加入となり、保険料を負担しなければならぬ。ただし、保険料収入の総額と支払い保険金の総額は常に等しいと

いう「収支相等の原則」は、民間保険でも社会保険でも同様である。社会保険では収入に公費が加わるが、「収入に見合った支出」を原則に置くと、どう改善すればよいかが自然に見えてくる。

社会保険は、「被保険者間の助け合い」を保険化したものだが、年金制度は本来、自分が負担した保険料の見返りとして年金を受給できるものだ。社会保険方式で年金を運営している国では、基本的に保険料負担で年金給付を賄っている。保険料負担ができない人を年金制度から除外する国もある。

そこを踏まえれば、給与所得者（第二号被保険者）の配偶者（第三号被保険者）が、保険料を払わずに給付を受けているのはおかしいということになる。

最近の厚労省の考え方では、第二号被保険者とその配偶者の保険料を

負担していると見なしているが、観念的で無理がある。制度上は、配偶者がいない単身者や共働きの被保険者も全体として第三号被保険者の給付を負担している。負担の不公平感が出るのは否めない。

この問題を解決するには、配偶者である専業主婦も保険料を負担するようにすることだ。実は未就業の専業主婦は五割程度で、残りの五割の方はパートなどで収入を得ている。

第一号被保険者の半分程度の保険料が現実的であり、専業主婦も負担することによって、第三号被保険者の保険料負担不公平問題を是正できる。

また、低年金者に対して年金制度において年金を加算するという案には賛成できない。低年金者に対する生活保障は必要であるが、保険料の未納により低年金となっている人へ

の給付を、真面目に保険料を払ってきた人が負担するのは、理屈に合わないし、不公平であるからだ。低年金者対策を行うとしたら、欧州のように、年金制度外の福祉制度で対応すべきであろう。

支給開始年齢の引き上げも、いずれ手をつけなければいけない問題だ。国民皆年金をスタートした当時の平均寿命は六十代だった。それがいま、男性は八十歳近く、女性は八十六歳となり、保険料負担期間と年金受給期間との差がどんどん広がっている。

現役世代の負担を減らすためには、平均寿命に合わせた年金支給開始年齢の引き上げは避けて通れない。ただ、現在は段階的に六十五歳に給付開始年齢を引き上げている最中なので、それが一段落してからでいいだろう。

ドイツの年金は六十五歳からだ

が、繰り上げ支給により受給開始の平均年齢は六十三歳となっている。

仮に支給開始年齢を引き上げたとしても、繰り上げ支給の活用によって不満は小さくなるのではないか。また、雇用をどうするかが問題だが、人口減少の日本においては六十代の方は「現役世代」と考えるべきだろう。勤労収入と年金額を調整する在職老齢年金制度は廃止した方がよいだろう。

受給資格期間を現行の二五年から短縮することも必要だ。ただし、保険料負担期間が短くなれば、給付額

もそれに見合っただけで少なくなることは受け入れなければならない。

老後は共助と自助の組み合わせで

最後に、老後の保障は、共助と自助の組み合わせで考えるべきだ。現役世代の負担に依存した公的年金だけに期待することに無理がある。民間年金や個人の貯蓄など自助努力も必要だし、ライフスタイルに合わせて年金を活用するという考え方を持てべきだろう。

また、医療保障、介護保障の整備

も重要である。特別養護老人ホームに入れば、基礎年金受給者でも安心して生活できるし、後期高齢者医療制度によって、原則として一割負担で医療を受けられる。

老後の生活保障は、年金だけではなく、医療・介護・福祉制度も含めてトータルに対応されていくものである。年金に対する不安は、医療・介護等の充実によって払拭されるであらうし、そのためにも医療・介護等の施策の充実を図っていく必要がある。

